

公益社団法人全国高等学校文化連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国高等学校文化連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市津志田 26 地割 17 番地 1 岩手県立盛岡第四高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高校生の芸術文化活動を広く支援することにより、その創作活動の啓発、及び文化活動の向上充実を図り、もって、高校生の健全な育成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高校生の芸術文化活動に関する行事の開催
- (2) 高校生の芸術文化活動に対する助成及び顕彰
- (3) 高校生の芸術文化活動を通じての国際交流
- (4) 高校生の芸術文化活動に関する研修会、講習会の開催
- (5) 高校生の芸術文化活動に関する調査・研究
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の事業は日本全国において行うものとし、同項第3号の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県高等学校文化連盟会長及び高等学校文化連盟全国専門部会長
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、正会員については総会の承認を、賛助会員については理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

2 正会員及び賛助会員の入会に関する基準は、総会において別に定めるものとする。

(会 費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費、その他の拠出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会決議を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程類に違反したとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 第7条に定める会費を3年以上滞納したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の入会の可否の決定
- (2) 会費の額
- (3) 会員の除名
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 役員報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 第4条に定める事業の開催地等に関する事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時総会として開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は前項の請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集権者は、総会の日から1週間前までに、正会員に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、臨時総会の議長は総会の都度出席正会員の互選により定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、各正会員につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書類を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員等の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人には、理事会の決議を経て顧問をおくことができるものとし、顧問の業務は会長及び理事会からの相談に応じることとする。

(役員を選任)

第20条 役員を選任は次のとおりとする。

(1) 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(2) 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、業務執行理事として理事会が予め定めた順序によって、会長の職務のうち代表権を伴わないものを代行できることとする。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会において報酬等の支給基準として定めるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 重要な財産の処分及び譲受の決定
- (6) 多額の借財の決定
- (7) 事務局長その他重要な使用人の選任・解任の決定
- (8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止の決定
- (9) 前各号に定めるもののほかこの法人の重要な業務執行の決定
- (10) 理事の職務の執行の監督
- (11) 会長及び副会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第28条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったときは、会長は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め定めた順序によって、副会長が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席の理事会及び会長の選定を行う理事会においては、出席した理事及び監事の全員が第1項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第34条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第35条 基本財産は会長が管理し、理事会の承認を経て、定期預金等の確実な方法により保管する。

2 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現

在数の4分の3以上の決議を経て、その一部の処分をすることができる。

(経費の支弁)

第36条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第41条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第42条 第35条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合を除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 補 則

(細則の制定)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別途細則を定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第20条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、須貝竹志とする。